

第三次
我孫子市地球温暖化対策実行計画
環境保全のための我孫子市率先行動計画

あびエコ・プロジェクト3

2011(平成23)年度～2015(平成27)年度

平成23年3月

我孫子市

目 次

第1章 計画策定の背景	1
1 国際的な流れと国の取り組み	1
2 地球温暖化に関する予測	2
3 我孫子市のこれまでの取り組み	3
第2章 基本的事項	5
1 計画の位置づけ	5
2 計画の目的と役割	6
3 計画の範囲	7
4 計画の期間	8
5 計画の基準年	8
6 計画の見直し	8
第3章 計画の目標	9
1 温室効果ガス総排出量の削減（地球温暖化対策実行計画の推進）	10
2 環境への負荷の低減（環境保全のための率先行動計画の推進）	14
3 市民・事業者の環境に配慮した行動の促進	15
第4章 取組	16
I 温室効果ガス総排出量の削減（地球温暖化対策実行計画の推進）	16
1 エネルギー使用量の削減	16
2 自動車による負荷の低減	18
II 環境への負荷の低減（環境保全のための率先行動計画の推進）	19
1 ごみの減量・リサイクルの推進	19
2 水の適正な利用	20
3 公共施設整備における負荷の低減	20
4 緑の損失等による影響の低減（生き物との共存）	20
III 市民・事業者の環境に配慮した行動の促進	21
1 環境教育・学習の推進	21
2 環境情報の提供	21
3 環境に配慮した行動の普及・啓発	21
第5章 計画の推進	22
1 推進体制	22
2 研修	24
3 進行管理	24
資 料 編	25
1 関係法令	25
2 温室効果ガス総排出量の算定方法	25
3 対象とする組織	29

第1章 計画策定の背景

1 国際的な流れと国の取り組み

地球温暖化という世界的な脅威に対抗するため、1997(平成9)年に「京都議定書」が採択されました。これは、1992(平成4)年にリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議(地球サミット)」において採択された「気候変動枠組条約(地球温暖化防止条約)」の締約国のうち、先進国等にそれぞれ目標量を示して温室効果ガスの削減または抑制を義務づけているものです。この中で、我が国は2008(平成20)年から2012(平成24)年までの間に、温室効果ガス排出量を1990(平成2)年に比べて6%削減する目標が定められました。

京都議定書の採択を受け、1998(平成10)年に地球温暖化防止を目的とする初めての法律「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定されました。さらに京都議定書が発効した2005(平成17)年には、日本の目標削減率6%を確実に達成するために必要な措置を定めた「京都議定書目標達成計画」が策定されました。

「京都議定書目標達成計画」では、地方自治体について、『**①地域の特性に応じた対策の実施**』、『**②率先した取組の実施**』、『**③地域住民等への情報提供と活動推進**』の3つの役割が期待されています。

このうち、本計画に該当するものは、京都議定書目標達成計画の「②率先した取組の実施」と「③地域住民等への情報提供と活動推進」であり、自らの温室効果ガス排出量の削減と同時に、地方自治体としての率先的な活動を行うことで、地域の模範となることと、地球温暖化に係る情報提供と温暖化防止に有効な行動を推進するための取組が求められています。

また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、2006(平成18)年度から、温室効果ガスの特定排出者に対し、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することが義務付けられるとともに、2009(平成21)年の同制度の改正により、対象範囲の拡大や排出係数の見直しが行われるなど、様々な地球温暖化対策を推進してきました。

2009(平成21)年9月にニューヨークで開催された国連気候変動サミットでは、我が国の目標として、温室効果ガス排出量を2020(平成32)年までに1990(平成2)年に比べて25%削減することを表明しています。

表1-1 地球温暖化関係年表

年次	地球温暖化に関する出来事
1990年	地球温暖化防止行動計画の策定
1992年	環境と開発に関する国連会議（地球サミット）開催、気候変動枠組み条約の締結
1997年	京都議定書の採択
1998年	地球温暖化対策の推進に関する法律の制定 地球温暖化対策推進大綱の決定
1999年	地球温暖化対策に関する基本方針の決定
2002年	地球温暖化対策推進大綱（見直し）の決定
2005年	京都議定書の発効 京都議定書目標達成計画の策定
2006年	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の規定
2009年	温室効果ガス排出量を2020年までに25%削減（1990年比）と表明 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の改正（対象範囲の拡大等）

2 地球温暖化に関する予測

世界の年平均気温は、100年あたりおよそ0.68℃（1891年から2009年までの傾向）、日本の年平均気温は100年あたりおよそ1.13℃（1898年から2009年までの傾向）の割合で上昇しています。

このように、気温は世界的に上昇する傾向にあり、温暖化の原因物質と考えられている二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中の濃度は今後も増加していくとみられることから、IPCC*1では「第4次評価報告書(2007年)」において、2100年までの間に地球上の平均気温は1.8℃～4.0℃上昇するとの予測結果を公表しています。

我が国においても、気象庁によると2100年までの間に平均気温が2℃～3℃（北海道の一部で4℃）上昇するものと予測されており、地球温暖化の進行により、海面水位の上昇や異常気象の増加などの影響が発生すると言われてしています。

地球温暖化は、単に気温が上昇するというだけではなく、気温の上昇に伴う様々な現象を引き起こす環境問題であり、一度進行してしまうと大気中の温室効果ガスを取り除くのはきわめて困難であることから、予防的な取組が非常に重要となります。

我孫子市内において観測*2された過去約30年の平均気温、最低気温、真夏日の日数をみると、気温は上昇の傾向にあり、真夏日の日数は増加する傾向にあります。平均気温では、この観測期間中約1.0℃上昇していることとなります。

私たちができる取組を確実に実行し、地球温暖化対策をさらに推進していくことが必要です。

*1 IPCC：気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略。IPCCは、人為的な気候変動のリスクに関する最新の科学的・技術的・社会経済的な知見を取りまとめて評価し、各国政府に提言等を行うことを目的とした政府間機構です。

*2 市内において観測：我孫子測候所（我孫子市我孫子 1646：財団法人電力中央研究所内）の観測結果

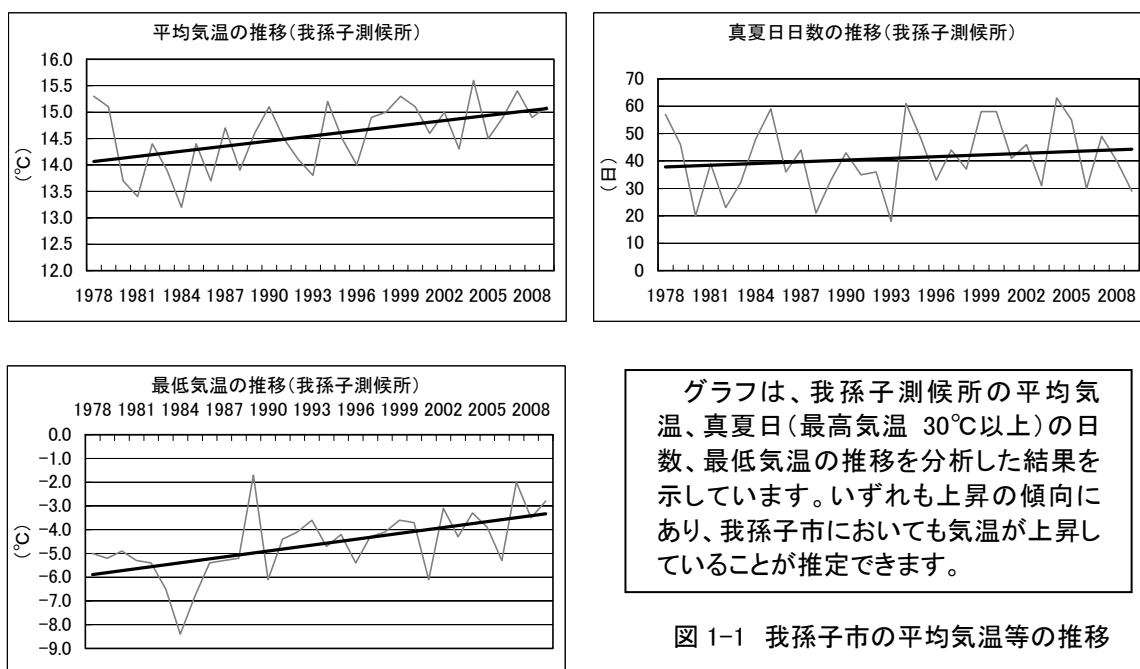


図 1-1 我孫子市の平均気温等の推移

3 我孫子市のこれまでの取り組み

本市では、2001(平成13)年度に、「環境保全のための我孫子市率先行動計画」「地球温暖化対策実行計画」を合わせた計画(以下、「第一次計画」)を定め、温室効果ガス排出量の抑制やごみの減量などに取り組んできましたが、目標年度である2004(平成16)年度の温室効果ガス総排出量は、基準年度である1999(平成11)年度に対して3%削減することができましたが、第1次計画の目標である基準年度比10%削減という目標は達成できませんでした。

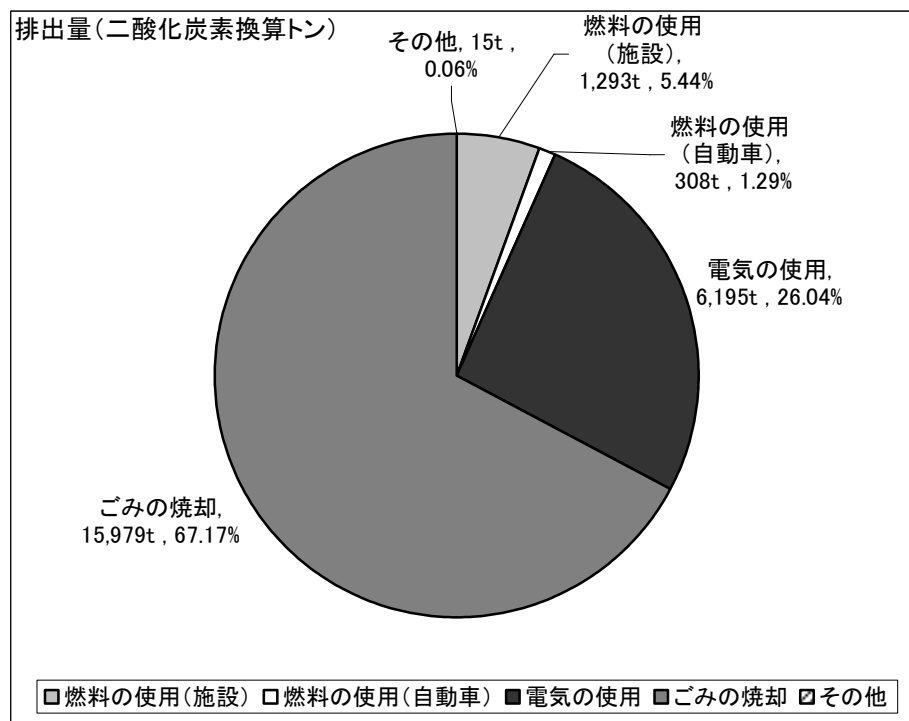
2005(平成17)年度には、第二次地球温暖化対策実行計画「あびこエコ・プロジェクトⅡ」(以下、第二次計画)を策定し、二酸化炭素排出量を7%削減することを目標に取り組みを進めてきました。その結果、目標年度である2009(平成21)年度の温室効果ガス総排出量を2004(平成16)年度比で10.1%削減することができました。今後も温室効果ガスの排出を抑制していくためには、市の事務・事業における燃料・電気使用量の削減を引き続き進めていくとともに、さらなるごみの減量化に向けた施策を展開していくことが重要です。

※第二次計画のうち、温室効果ガス排出量以外の目標達成状況については、2010(平成22)年度の結果がまとまり次第公表します。

表1-1 温室効果ガスの総排出量の状況(第二次計画:平成21年度集計結果)

区 分	第二次計画			
	基準年 2004(平成16) 年度 【A】	2009(平成21) 年度 【B】	対基準年 増減率 (【B】-【A】) 【A】	(目標) 2009(平成21) 年度
温室効果ガス 総排出量	26,476 t-CO ₂	23,790 t-CO ₂	-10.1%	24,620 t-CO ₂ (-7%減)
電気、燃料、公用車の使用 に伴う温室効果ガス	8,403 t-CO ₂	7,811 t-CO ₂	-7.0%	7,990 t-CO ₂ (-5%減)
燃料の使用(施設)	1,535 t-CO ₂	1,293 t-CO ₂	-15.8%	1,460 t-CO ₂
燃料の使用(自動車)	297 t-CO ₂	308 t-CO ₂	+3.7%	282 t-CO ₂
電気の使用	6,557 t-CO ₂	6,195 t-CO ₂	-5.5%	6,230 t-CO ₂
その他	14 t-CO ₂	15 t-CO ₂	+7.1%	13 t-CO ₂
ごみの焼却	18,073 t-CO ₂	15,979 t-CO ₂	-11.6%	16,630 t-CO ₂ (-8%減)
累積増減割合(H16 [*] -s)	—	(-2,686t-CO ₂)	-10.1%	-7.0%

※表中の数値は第二次計画の地球温暖化係数を用いて算出しています。



※図中の数値は第二次計画の地球温暖化係数を用いて算出しています。

図1-2 温室効果ガスの総排出量の状況(第二次計画:平成21年度集計結果)

第2章 基本的事項

1 計画の位置づけ

あびこエコ・プロジェクトは、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条において、地方公共団体に策定が義務づけられている、市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出抑制のための実行計画（地球温暖化対策実行計画）です。

また、「我孫子市環境基本計画」の付属方針として、市の事務・事業に伴う環境への負荷を削減するための率先行動計画となるものです。さらに、市民や事業者の環境に配慮した行動を定めた「市民・事業者への環境配慮指針」の普及を推進していきます。

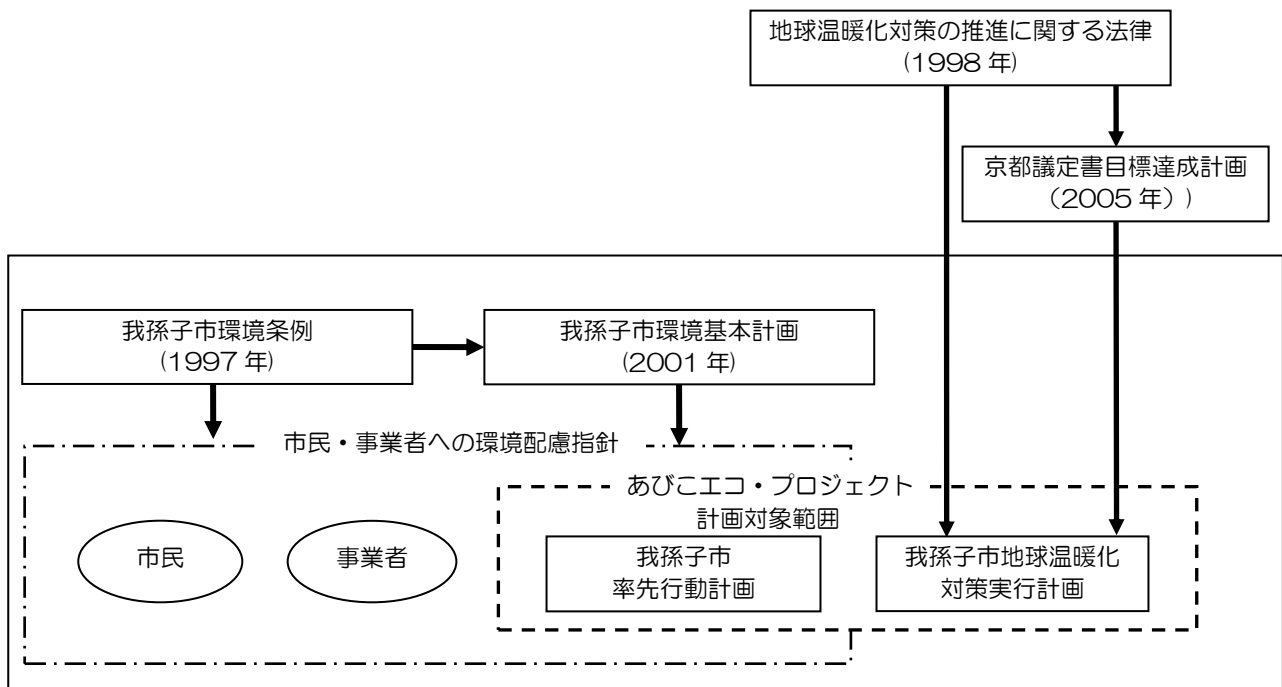


図 2-1 計画の位置づけ

2 計画の目的と役割

【目 的】

- 市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減 = 地球温暖化対策実行計画の推進
- 市の事務・事業に伴う環境への負荷の低減 = 率先行動計画の推進
- 市民・事業者の環境に配慮した行動の促進 = 「市民・事業者への環境配慮指針」の普及

【役 割】

- 温室効果ガス排出量の現況を明らかにするとともに、削減目標を定めます。
- 温室効果ガス排出量の削減目標達成に必要な取組を示します。
- 市の事務・事業に伴って生じる環境への負荷要因を明らかにするとともに、達成目標を定めます。
- 環境への負荷を低減するための達成目標の実現に必要な取組を示します。
- 環境配慮指針の普及のための取組を示します。
- 環境配慮指針の普及によって得られる効果を示す目標を設定します。
- 計画を推進するための体制、進行管理の方法を示します。

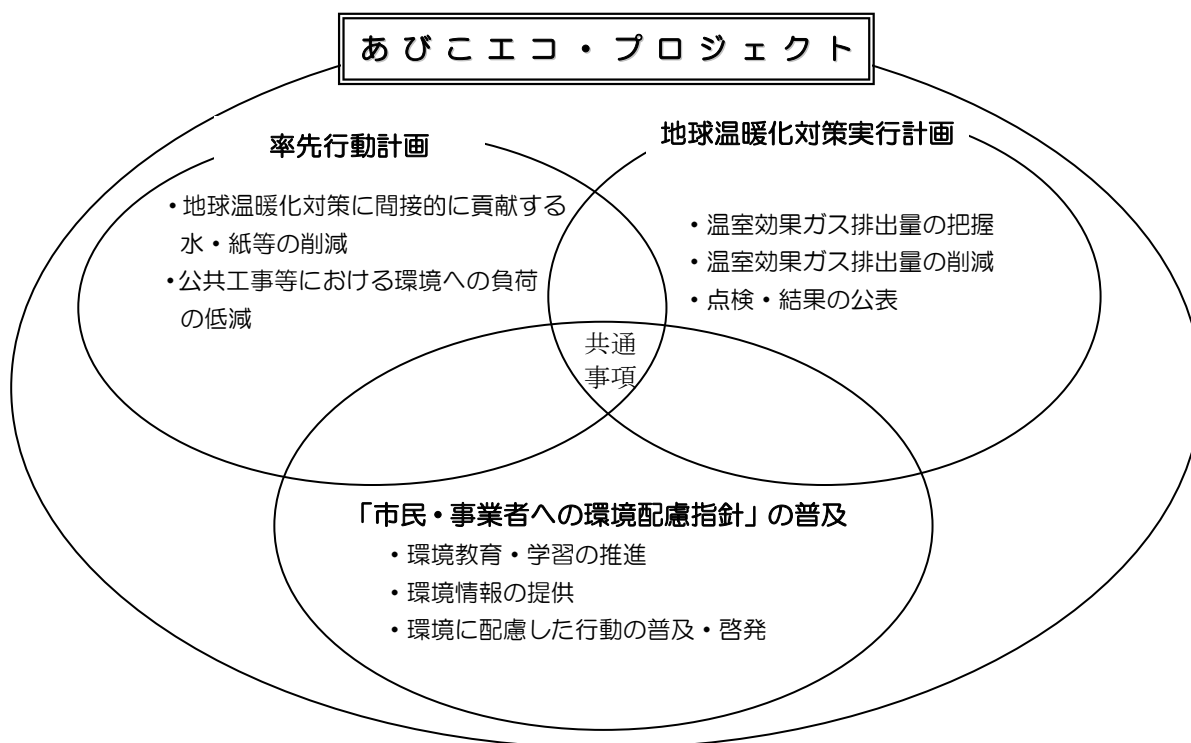


図2-2 あびこエコ・プロジェクト イメージ図

3 計画の範囲

1) 対象とする組織の範囲

この計画が対象とする範囲は、原則として本市が直接実施する事務・事業です。市役所庁舎における事務・事業はもとより、廃棄物処理、水道事業、市立学校、市立保育園などを含みます。

(資料編表5)

また、計画期間中において対象施設等に変更があった場合は、それらの変更を踏まえた排出量に加え、経年変化の評価が可能な範囲における排出量を別途把握するように努めるものとします。

ただし、民間事業者などに委託して行う事業（ごみの収集・運搬、公共施設の管理・運営など）は、原則として本計画の対象とはしませんが、本計画に定める取組事項の実施を要請します。

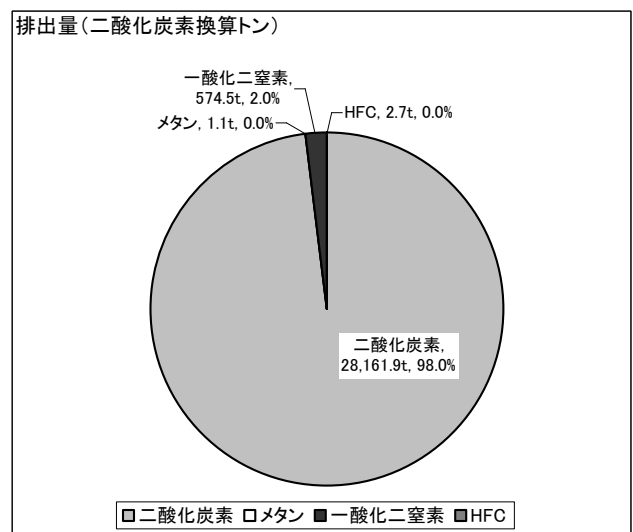
なお、所属の変更など、組織に変更があった場合、原則的に現計画は現状のままとし、次期計画において対応するものとします。そのため、現計画では、以下のように対応するものとします。

変更の範囲	変更後の対応
所属の変更	新たな所属とともに個別に実績を把握し、基準年と比較する際に支障のないように配慮する。
施設の廃止	廃止年度の翌年から実績の把握を終了する。
施設の新設	基準年との比較ができないことから、現計画における排出量には含めない。しかし、新設後は個別に実績を把握し、次期計画における参考資料とする。

2) 対象とする温室効果ガスの範囲

本計画では温室効果ガスのうち二酸化炭素の排出抑制を対象として計画を推進します。本市の温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)は、2009(平成21)年度調査結果からみると二酸化炭素が排出量の98.0%を占めています。

なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に定められているメタンや一酸化二窒素などの他の温室効果ガスは本市ではほとんど排出されておらず、これらの温室効果ガスも二酸化炭素量に換算して把握しています。



※第二次計画の地球温暖化係数を用いて算出しています。

図 2-3 本市の温室効果ガス排出量の内訳(平成 21 年度)

【参考：温室効果ガスの種類と概要】

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく温室効果ガスは、下表に示す6ガスです。

参考表1 温室効果ガスの種類と概要

温室効果ガス	人為的な発生源	地球温暖化係数
二酸化炭素 (CO ₂)	石油や天然ガスなどの化石燃料の燃焼、廃棄物などの焼却	1
メタン (CH ₄)	化石燃料の燃焼、下水処理、自動車の走行	21
一酸化二窒素 (N ₂ O)	化石燃料の燃焼、窒素肥料の施肥、麻酔ガスの使用、自動車の走行	310
ハイドロフルオロカーボン (HFC：13種類)	冷蔵庫やエアコンの冷媒、スプレーなどの充填剤、廃棄時の漏洩	1,300等
パーフルオロカーボン (PFC：7種類)	半導体のエッチングガス、半導体などの製品の洗浄	6,500等
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気絶縁ガス、半導体のエッチングガス	23,900

備考) 地球温暖化係数とは、二酸化炭素の温室効果を1とした場合の温室効果の強さの倍数を示しています。

4 計画の期間

第三次計画の期間は、2011(平成23)年度～2015(平成27)年度の5年間とします。

5 計画の基準年

第三次計画の基準年は、2009(平成21)年度とします。

6 計画の見直し

次期計画に相当する第四次計画については、2014(平成26)年度までの温室効果ガス排出量の結果を踏まえ、2015(平成27)年度に計画を策定し、2016(平成28)年度より実施します。

第三次計画の最終的な評価は、計画期間の最終年度である2015(平成27)年度の結果を踏まえ、2016(平成28)年度に実施します。

第3章 計画の目標

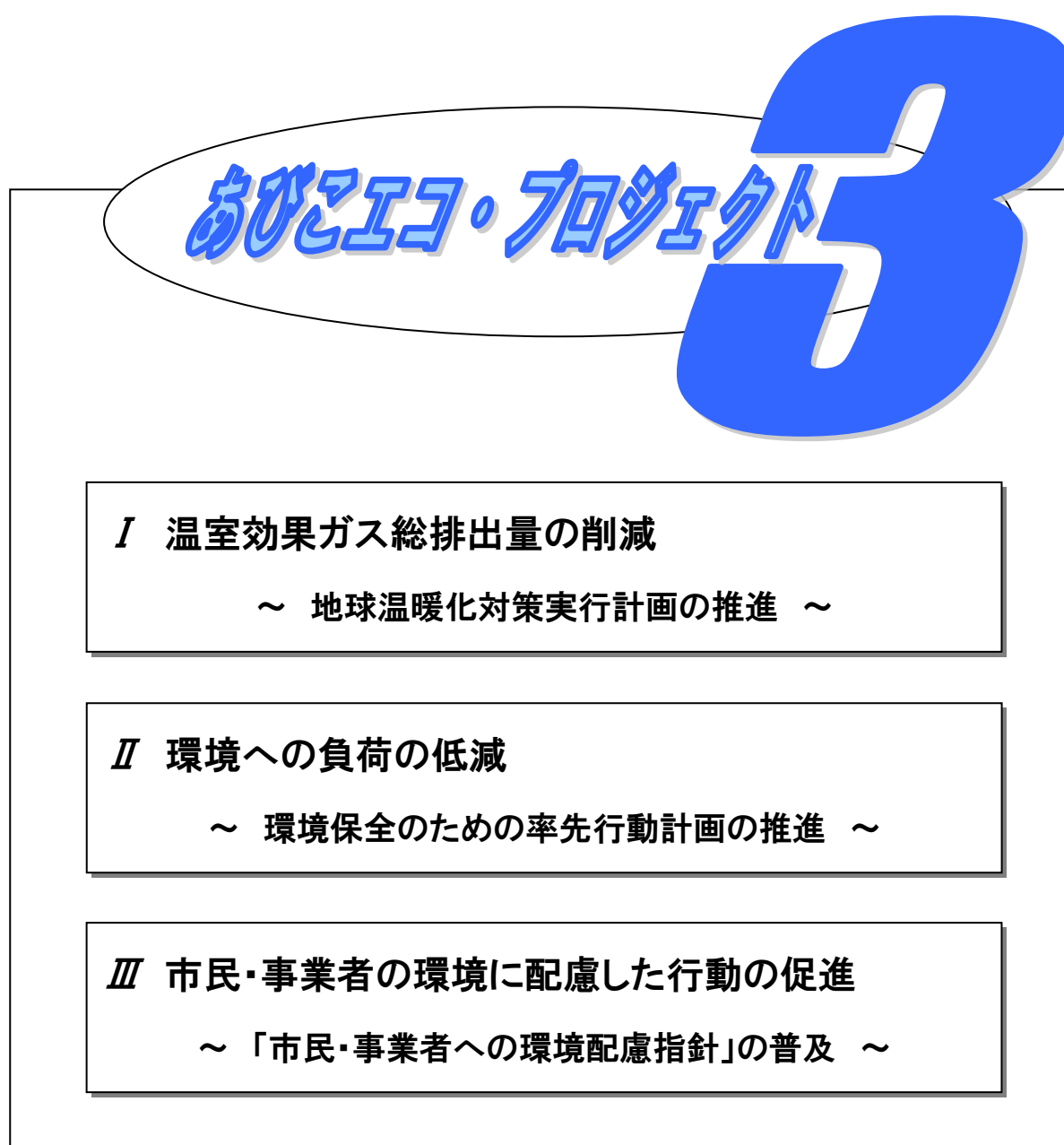


図 3-1 計画の目標体系

I 温室効果ガス総排出量の削減（地球温暖化対策実行計画の推進）

1) 基本事項

本計画では、排出係数を「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号、平成22年3月改正）」に定められたものとします。（資料編 p. 26～28参照）

また、廃プラスチックの焼却量を算出する廃プラスチックの割合は、過去の実績から22%と固定します。

このことにより、2009年度温室効果ガス排出量調査結果による温室効果ガス総排出量とは値が異なります。

2) 温室効果ガス総排出量の現状

本計画の基準年である2009(平成21)年度の温室効果ガス総排出量は、28,740トンであり、そのうち電気の使用に係る排出量が6,851トン、燃料の使用に係る排出量が1,781トン、自動車の走行に係る排出量が11トン、ごみ焼却に係る排出量が20,095トン、ハイドロフルオロカーボン（HFC：本市においては、カーエアコンから漏えいするものを算定対象とし、カーエアコン冷媒にHFCを使用した公用車台数から算出）に係る排出量が3トンとなっていました。

表3-1 本市の温室効果ガス総排出量の現状(2009年度)

項目 区分	燃料使用	電気使用	自動車の 走行	HFC	ごみの 焼却	計	割合
	kg-CO ₂	kg-CO ₂	kg-CO ₂	kg-CO ₂	kg-CO ₂		
1 市役所庁舎	233,717	913,965	5,595	1,105	0	1,154,382	4.0%
1-1 本庁舎	129,365	439,322	1,916	455	0	571,058	2.0%
1-2 東別館	63,899	365,034	2,635	351	0	431,920	1.5%
1-3 西別館	33,118	103,419	752	221	0	137,510	0.5%
1-4 分館	7,335	6,190	291	78	0	13,894	0.0%
2 行政サービスセンター	5,135	30,136	0	0	0	35,271	0.1%
3 近隣センター	136,721	291,189	0	0	0	427,910	1.5%
4 福祉施設	117,438	127,834	1,188	234	0	246,693	0.9%
5 保育園	112,042	106,209	0	0	0	218,252	0.8%
6 クリーンセンター	97,844	1,506,682	687	234	20,095,047	21,700,494	75.5%
7 消防本部	166,555	99,064	1,647	561	0	267,827	0.9%
8 水道局	65,201	1,954,921	313	169	0	2,020,604	7.0%
9 教育委員会	213,175	427,270	1,142	362	0	641,949	2.2%
10 学校	633,212	1,393,557	0	0	0	2,026,769	7.1%
市役所計	1,781,040	6,850,827	10,572	2,665	20,095,047	28,740,151	100.0%

備考) 端数処理により、表中の合計は一致しない場合があります。

3) 温室効果ガス総排出量の削減目標

温室効果ガス総排出量に係る目標は、基準年度比で**6%削減**することとします。

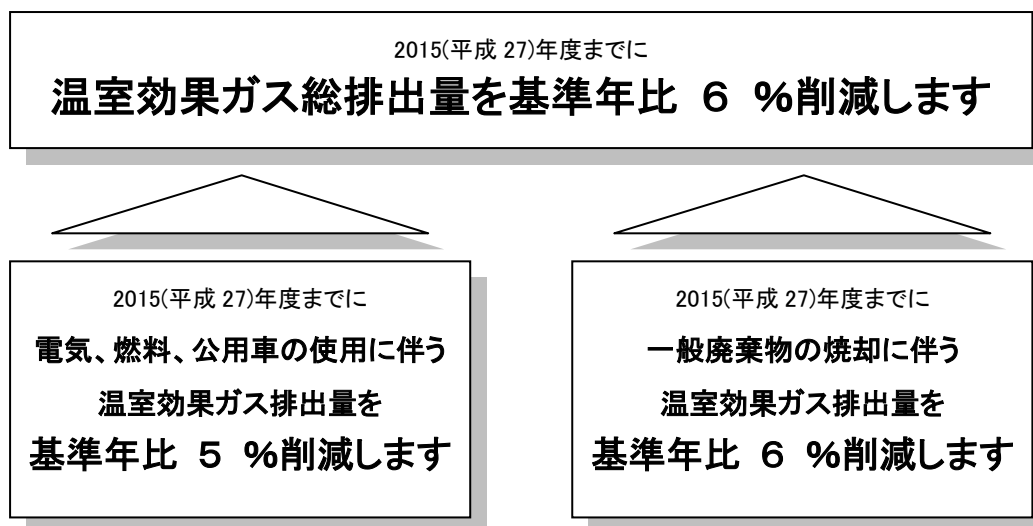


図3-2 温室効果ガス総排出量の削減に係る目標

表3-2 温室効果ガス総排出量の削減に係る目標

温室効果ガス総排出量		
2009(平成21)年度	▶	2015(平成27)年度
28,740 トン	6%削減	27,100 トン

↑

電気、燃料、公用車の使用に伴う温室効果ガス総排出量		
2009(平成21)年度	▶	2015(平成27)年度
8,645 トン	5%削減	8,212 トン

+

一般廃棄物の焼却に伴う温室効果ガス総排出量		
2009(平成21)年度	▶	2015(平成27)年度
20,095 トン	6%削減	18,890 トン

備考) 目標値は有効数字4桁で丸めていることから、合計値は合っていません。

4) 個別項目に係る削減目標

温室効果ガス総排出量に係る削減目標を達成するため、施設利用に伴う燃料、自動車利用に伴う燃料、電気の使用量、一般廃棄物焼却量についてはそれぞれ削減目標を定めます。

また、参考値として、燃料種別ごとに削減目標（5%削減）を一律にあてはめた数値を設定します。

表3-3 個別項目の目標

項 目			目 標	使 用 量			
				基準年(2009年度)		目標年(2015年度)	
				使用量または 焼却量	温室効果ガス 排出量	使用量または 焼却量 (参考値)	温室効果 ガス排出量
燃 料 使用量	施設利用に 伴う燃料	灯 油	5%削減	36,428 L	1,435,118kg-CO ₂	34,610 L	1,363,000kg-CO ₂
		A 重 油		14,950 L		14,200 L	
		L P ガ ス		16,498 kg		15,670 kg	
		都 市 ガ ス		562,513 m ³		534,400 m ³	
	自動車利用 に伴う燃料	ガソリン	5%削減	121,771 L	345,926kg-CO ₂	115,700 L	328,700kg-CO ₂
		軽 油		17,142 L		16,290 L	
L P ガ ス		6,398 kg		6,080kg			
電気使用量			5%削減	16,389,537kWh	6,850,827kg-CO ₂	15,570,000kWh	6,508,000kg-CO ₂
一般廃棄物焼却量			6%削減	32,106 t	564,968kg-CO ₂	30,180 t	531,100kg-CO ₂
廃プラスチック焼却量				7,063 t	19,530,080kg-CO ₂	6,640 t	18,360,000kg-CO ₂

備考) 目標は、有効数字4桁で丸めました。

なお、本計画では、次に示すように施設ごとに電気・燃料等に係る温室効果ガスの削減目標（5%削減）を一律にあてはめた参考値を設定し、目標達成に向けた進捗状況を把握することによって、きめ細やかで、かつ、確実な計画の推進を図るものとします。

表3-4 燃料・電気の使用量の現況（2009年度）と参考値

項目		灯油	A重油	LPガス (施設)	LPガス (自動車)	都市ガス	ガソリン	軽油	電気	
		L	L	kg	kg	m ³	L	L	kWh	
1	市役所庁舎	現況	520	0	411	3,469	41,884	53,034	1,684	2,186,518
		参考値	494	0	390	3,295	39,790	50,383	1,601	2,077,194
1-1	本庁舎	現況	36	0	0	0	36,425	20,710	0	1,051,009
		参考値	34	0	0	0	34,604	19,675	0	998,459
1-2	東別館	現況	484	0	0	3,469	20	20,658	1,674	873,288
		参考値	460	0	0	3,295	19	19,625	1,591	829,624
1-3	西別館	現況	0	0	411	0	5,439	8,504	10	247,413
		参考値	0	0	390	0	5,167	8,079	10	235,043
1-4	分館	現況	0	0	0	0	0	3,162	0	14,808
		参考値	0	0	0	0	0	3,004	0	14,068
2	行政サービスセンター	現況	808	0	15	0	1,381	0	0	72,095
		参考値	768	0	14	0	1,312	0	0	68,490
3	近隣センター	現況	0	0	34	0	61,264	0	0	696,625
		参考値	0	0	32	0	58,201	0	0	661,794
4	福祉施設	現況	0	0	0	0	36,866	15,184	0	305,822
		参考値	0	0	0	0	35,023	14,425	0	290,531
5	保育園	現況	4,788	14,890	0	0	26,802	0	0	254,089
		参考値	4,549	14,146	0	0	25,462	0	0	241,385
6	クリーンセンター	現況	19,796	0	3,050	2,929	0	5,904	6,557	3,604,502
		参考値	18,806	0	2,898	2,783	0	5,609	6,229	3,424,277
7	消防本部	現況	1,460	0	6,695	0	25,533	27,721	8,366	236,995
		参考値	1,387	0	6,360	0	24,256	26,335	7,948	225,145
8	水道局	現況	2,520	60	242	0	21,964	3,905	0	4,676,845
		参考値	2,394	57	230	0	20,866	3,710	0	4,443,003
9	教育委員会	現況	562	0	40	0	77,946	15,753	500	1,022,177
		参考値	534	0	38	0	74,048	14,965	475	971,068
10	学校	現況	5,974	0	6,011	0	268,873	270	35	3,333,869
		参考値	5,675	0	5,710	0	255,429	257	33	3,167,176
市役所計			36,428	14,950	16,498	6,398	562,513	121,771	17,142	16,389,537

備考) 1 端数処理により、表中の合計は一致しない場合があります。また、目標は、有効数字4桁で丸め、小数点以下は四捨五入しました。

2 参考値とは、表3-3に示した電気・燃料等に係る温室効果ガスの削減目標（5%削減）を各施設の現況値に一律にあてはめた場合の値です。

3 各施設の担当部署は p. 29～31を参照。

Ⅱ 環境への負荷の低減（環境保全のための率先行動計画の推進）

環境負荷低減のための達成目標は、直接温室効果ガス排出量の算定に反映されませんが、市の事務・事業によって生じる環境への負荷を可能な限り減らしていくために、設定するものです。

本市の活動は、「自動車の利用」「施設の利用」「工事の実施」「自然の利用」に大きく分けることができます。これらの活動によって、下の図に示すような環境への負荷が生じることになります。

それぞれの区分の活動によって生じる環境への負荷に対して、負荷量の削減に資する指標を抽出し、達成目標を設定することで、取組を推進します。

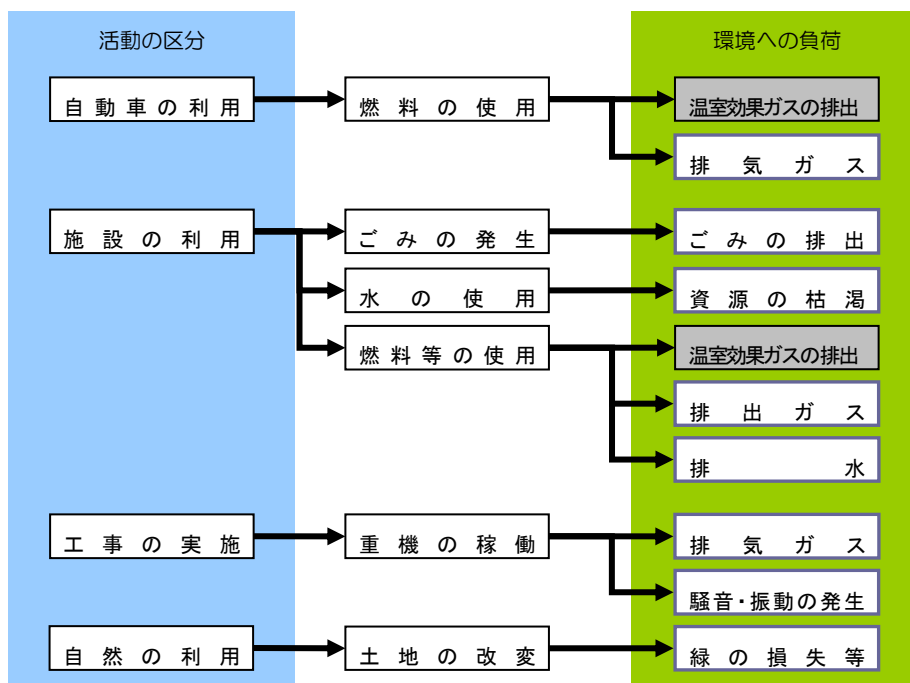


表3-5 環境負荷低減のための達成目標・指標

活動区分		項目	目標	基準年 (2009年度)	目標年 (2015年度)	
市の 事務 事業	自動車の利用	排気ガスによる 負荷の低減	低公害車割合	36ポイント増加	16%	52%
	施設の利用	ごみの減量・ リサイクルの推進	用紙購入量	5%削減	19,297,876枚	18,332,982枚
			1人あたり用紙購入量	5%削減	18,120枚	17,214枚
			廃棄物発生量※	7%削減	6,844kg	6,365kg
	施設の利用	水の適正な利用	水道使用量	5%削減	241,517m ³	229,441m ³
施設の利用	新エネルギー導入	新エネルギー導入量	70kW増加	30kW	100kW	
自然の利用	緑の損失等による 影響の低減 (生き物との共存)	市内の緑の確保量	13ha増加	1,563ha	1,575ha	
		都市公園面積	6ha増加	149ha	155ha	

※：廃棄物に関して目標を定めるのは市役所庁舎のみ

Ⅲ 市民・事業者の環境に配慮した行動の促進

(「市民・事業者への環境配慮指針」の普及)

「市民・事業者への環境配慮指針」の普及度は、次のものではかることとします。

●一般廃棄物焼却量

6%削減する(p.11の目標値)

2009(平成21)年度**32,106トン**を 2015(平成27)年度に**30,180 トン** とする

●補助事業の交付状況

項目		目標 (増加量)	基準年 (2009年度)	目標年 (2015年度)
生ごみ処理機	コンポスト容器 ぼかし容器	800基	11,225基	13,497基
	機械式生ごみ 処理機	250基	1,222基	
	計	1,050基	12,447基	
太陽光発電システム		719件	336件	1,055件
雨水貯留タンク		724施設	46施設	770施設
高度処理型合併処理浄化槽		180基	528基	708基

(備考)基準年、目標年に示す数値は、延べ数である。

図3-3 「市民・事業者への環境配慮指針」の普及のための目標

本市の職員は、「市民・事業者への環境配慮指針」に定めた行動を進んで実践し、市民の模範となることによって、市民・事業者の環境に配慮した行動の促進を図ることが必要です。そのため、次の目標を設定します。

●市職員によるノーカーデー*3実施率

2015(平成27)年度の実施率を **50%** とする

*3 ノーカーデー：マイカーで通勤している職員が月に2回公共交通機関等により通勤することを目標として実施

第4章 取組

本計画では、本市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量の削減や環境への負荷の低減を図るとともに、市民や事業者の環境に配慮した行動を促進します。

そのためには、職員一人ひとりが、自らが関わる事務・事業による環境影響に対する理解を深めるとともに、市の事務・事業に携わる職員として、さらには市民のひとりとして、環境に配慮した取組を積極的に進めることによって、環境への負荷を減らしていくことが必要です。

I 温室効果ガス総排出量の削減(地球温暖化対策実行計画の推進)

1 エネルギー使用量の削減

取組の目標	具体的な取組
照明の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 昼休みの消灯<input type="checkbox"/> 屋外からの採光に合わせた窓際の消灯<input type="checkbox"/> 廊下やトイレ等の間引き点灯<input type="checkbox"/> 使用していない部屋の消灯<input type="checkbox"/> トイレの非使用時の消灯<input type="checkbox"/> 残業時必要な範囲のみ点灯
空調の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 冷房の設定温度28℃<input type="checkbox"/> 暖房の設定温度19℃<input type="checkbox"/> エコルック（ウォームビズ・クールビズ）の推進<input type="checkbox"/> 春や秋には自然外気の取り入れ（外気による温度調整）<input type="checkbox"/> 使用していない部屋の空調停止<input type="checkbox"/> 冷暖房時に窓・扉を閉める<input type="checkbox"/> ブラインド・カーテンの有効活用<input type="checkbox"/> 緑のカーテンの推進
OA機器の適正な利用	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> PC非使用時の電源OFF<input type="checkbox"/> OA機器の節電設定<input type="checkbox"/> コピー機省電力モードの利用
施設の適正管理	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 照明器具の定期的な清掃と交換<input type="checkbox"/> 反射板照明の導入<input type="checkbox"/> 空調機のフィルターの定期的な清掃と交換<input type="checkbox"/> 熱源機器（ボイラー等）の定期的な点検<input type="checkbox"/> 熱源機器の低負荷運転の実施<input type="checkbox"/> 空調の使用時期と時間の調整<input type="checkbox"/> 夜間外灯照明の減灯

取組の目標	具 体 的 な 取 組
省エネルギー設備の導入	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型照明（LED や高周波点灯形蛍光灯など）への転換 <input type="checkbox"/> 新エネルギー設備の導入 <input type="checkbox"/> 省エネルギー型のOA機器の導入 <input type="checkbox"/> 経年変化等により効率が低下したポンプの更新 <input type="checkbox"/> エネルギー消費効率の高い空調機設備への更新
その他の取り組み	<input type="checkbox"/> 階段利用 <input type="checkbox"/> 待機電力の削減（コンセントを抜くなど） <input type="checkbox"/> ノー残業デーの徹底

参考：温室効果ガスの排出削減効果

○温室効果ガス排出抑制のための取組を実施することによって、次に示す程度の削減効果があると言われております。※機器や使用実態によって、実際の削減効果は異なります。

取組内容	効果
冷房時の温度設定を2℃上げる。 (夏：26℃→28℃)	冷房のための冷熱機器のエネルギー消費量を17%削減 (年間 7,623千円の削減効果(電力単価 18円/ kWh の場合))
昼休みに消灯する。 (全点灯率80%→56%とした場合)	照明電力消費量を2.4%削減 (年間 1,451千円の削減効果(電力単価 18円/ kWh の場合))
パソコンを省電力設定にする。	CRT(ブラウン管ディスプレイ) 1台あたり年間57kWhの削減。 (1台あたり年間 1,026円の削減効果(電力単価 18円/kWh の場合)) LCD(液晶ディスプレイ) 1台あたり年間34kWhの削減 (1台あたり年間 612円の削減効果(電力単価 18円/kWh の場合))
公用車の効率的利用	走行量を1台1日あたり5km減らすと年間125Lのガソリンを削減 (1台あたり年間 16,250円の削減効果(ガソリン単価 130円/L の場合))

○市役所本庁舎の照明をLED照明にすると、25.51 t-CO₂/年(-37.7%)の二酸化炭素削減効果があり、金額にして年間 724 千円(電力単価 18 円/ kWh の場合)の削減が期待できます。

※機器や使用実態によって、実際の削減効果は異なります。

(市役所本庁舎の蛍光灯(40W:1,319本、20W:29本)を、40Wを25W、20Wを8.5WのLED照明に置き換え、1日8時間、年間250日使用するものとした場合の試算)

2 自動車による負荷の低減

取組の目標	具体的な取組
自動車の適正利用	<input type="checkbox"/> 低公害車の導入 ハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車、低燃費車など（九都県市指定低公害車 ^{*4} に基づく） <input type="checkbox"/> 公用車の利用台数を調査し、車両台数を削減 <input type="checkbox"/> 出張時等の相乗りの励行 <input type="checkbox"/> 出張時等の公共交通機関の利用推進 <input type="checkbox"/> タイヤ空気圧等の定期的な点検・整備 <input type="checkbox"/> アイドリングストップなどエコドライブの推進 <input type="checkbox"/> 公用車は、低公害車・低燃費車を優先的に利用 <input type="checkbox"/> 公用自転車の利用の推進

エコドライブのポイント

- 1 ふんわりアクセル「eスタート」**
やさしい発進を心がけましょう。普通の発進より少し緩やかに発進すると、11%程度燃費が改善します。最初の5秒で時速20kmが目安です。
- 2 加減速の少ない運転**
車間距離を詰めたり、速度にムラのある走り方をすると、加減速の機会も多くなり、その分市街地で2%程度、郊外で6%程度燃費が悪化します。交通の状況に応じ、できるだけ速度変化の少ない安全な運転をしましょう。
- 3 早めのアクセルオフ**
エンジンプレーキを使うと、燃料の供給が停止される（燃料カット）ので、2%程度燃費が改善されます。停止位置が分かったら、早めにアクセルから足を離して、エンジンプレーキで減速しましょう。
- 4 エアコンの使用を控えめに**
気象条件に応じて、こまめに温度・風量の調整を行いましょ。特に夏場に設定温度を下げすぎないことがポイントです。外気温25℃の時に、エアコンを使用すると、12%程度燃費が悪化します。
- 5 タイヤの空気圧をこまめにチェック**
タイヤの空気圧が適正值より50kPa（0.5kg/cm²）不足した場合、市街地で2%程度、郊外で4%程度、それぞれ燃費が悪化します。安全運転のためにも定期的に点検しましょう。
- 6 不要な荷物は積まずに走行**
100kgの不要な荷物を載せて走ると、3%程度燃費が悪化します。車の燃費は荷物の重さに敏感です。運ぶ必要のない荷物は、車から下ろしましょう。





参考：エコドライブ普及連絡会「エコドライブ10のすすめ」

*4 九都県市指定低公害車：九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）が、環境への負荷が少ない低公害車を広く普及し、自動車メーカー等による低公害車の開発を促進するため、平成8年3月に発足した低公害車指定制度によって指定された低公害車

Ⅱ 環境への負荷の低減(環境保全のための率先行動計画の推進)

1 ごみの減量・リサイクルの推進

取組の目標	具 体 的 な 取 組	
廃棄物の減量、 リサイクルの推進	<input type="checkbox"/> 分別の徹底 <input type="checkbox"/> ごみ箱の数の適正化 <input type="checkbox"/> トナーカートリッジは再生利用 <input type="checkbox"/> 資料配布時の封筒の使用を廃止 <input type="checkbox"/> 備品・事務用品は、修繕等により長期利用 <input type="checkbox"/> 物品の再使用の促進（ファイル・封筒など） <input type="checkbox"/> 廃食用油石けんの積極的な採用 <input type="checkbox"/> マイ箸使用の推進	
用紙の使用量を削減	<input type="checkbox"/> 両面印刷・集約印刷の励行 <input type="checkbox"/> 必要部数を確認し、印刷枚数を削減 <input type="checkbox"/> PC画面での確認の励行 <input type="checkbox"/> 庁内の事務連絡には電子メールを使用 <input type="checkbox"/> ミスコピーや不要になった片面印刷物の再利用	
グリーン購入の推進	紙類	<input type="checkbox"/> コピー用紙は総合評価値*5 80ポイント以上で、可能な限り古紙配合率が高いものを購入 <input type="checkbox"/> トイレットペーパーは古紙パルプ配合率100%の「あびこエコ・ロール」を採用
	印刷物	<input type="checkbox"/> 総合評価値が80ポイント以上の用紙を使用 <input type="checkbox"/> 表面加工は避けるなど、リサイクルしやすい印刷発注 <input type="checkbox"/> 植物油インキなど環境に配慮したインキを使用 <input type="checkbox"/> リサイクル適正を表示
	  <p>リサイクル適正表示の例</p>	
	文具類	<input type="checkbox"/> 詰め替え可能な製品、再生素材で作られた製品を購入
	作業服	<input type="checkbox"/> 再生PET樹脂由来の繊維を使用した製品を採用
その他	<input type="checkbox"/> 物品の計画的な購入、共同利用の検討 <input type="checkbox"/> 国の調達方針やグリーン購入取組ガイドラインに適合した製品、エコマーク・グリーンマークなど環境ラベリング製品の購入	

*5 総合評価値：基本項目（古紙パルプ配合率、森林認証材パルプ利用割合、間伐材パルプ利用割合、その他持続可能性を目指したパルプ利用割合）及び加算項目（白色度・坪量・塗工量）の評価値から算出されます。

総合評価値の表示例

総 合 評 価 値	80	・古紙パルプ配合率	10%	△
		・森林認証材パルプ利用割合	10%	△
		・間伐材パルプ利用割合	10%	△
		・その他の持続可能性を 確保したパルプ利用割合	10%	△
		・白色度	10%	△
・坪量	10%	△		
<small>【※優先】 http://www.xxx-paper.co.jp/hycuka</small>				

2 水の適正な利用

取組の目標	具 体 的 な 取 組
節水の推進	<input type="checkbox"/> 水を無駄に流さないなど、日常的な節水の励行 <input type="checkbox"/> 公用車洗車時はため洗いを励行 <input type="checkbox"/> 給水設備の定期的な点検 <input type="checkbox"/> トイレ等は節水型製品を導入 <input type="checkbox"/> 流水音発生装置の導入

3 公共施設整備における負荷の低減

取組の目標	具 体 的 な 取 組
法的遵守の徹底	<input type="checkbox"/> 施設の管理にあたり、法律、条例その他地域との協定などの遵守
環境への負荷の少ない工事	<input type="checkbox"/> 低公害型の工法や建設機械の採用 <input type="checkbox"/> 副産物*6の有効利用 <input type="checkbox"/> 副産物の少ない資材の採用
省エネルギー・自然エネルギー設備の導入	<input type="checkbox"/> 省エネルギー型の照明・空調の導入 <input type="checkbox"/> 太陽光発電など自然エネルギー利用設備の導入 <input type="checkbox"/> 断熱性の高い施設の整備
水利用の合理化	<input type="checkbox"/> トイレ用水や散水用水等への施設内の水の再利用・循環利用を推進 <input type="checkbox"/> 雨水貯留槽等の設置によるトイレ用水や散水用水への雨水利用推進 <input type="checkbox"/> 節水型製品の導入 <input type="checkbox"/> 雨水浸透枿や透水性舗装など、雨水の地下浸透の推進

4 緑の損失等による影響の低減（生き物との共存）

取組の目標	具 体 的 な 取 組
敷地内の緑地の適正管理	<input type="checkbox"/> 化学肥料・薬剤等の適正使用 <input type="checkbox"/> 剪定枝木等は、チップや堆肥化など再利用を推進
敷地内の緑化	<input type="checkbox"/> 地域特性に配慮した樹木の選定 <input type="checkbox"/> 生き物の生息に配慮した空間（ビオトープ）の形成 <input type="checkbox"/> 屋上緑化の導入

参考：環境ラベルの例



エコマーク
（環境保全商品）



グリーンマーク
（古紙原料製品）



省エネラベリング制度
マーク（2種）



植物油インキ
マーク



ペットボトル
リサイクル推奨マーク

*6 副産物：建設工事に伴い副次的に得られる物品であり、再生資源と廃棄物を含んだものです。

Ⅲ 市民・事業者の環境に配慮した行動の促進

(「市民・事業者への環境配慮指針」の普及)

1 環境教育・学習の推進

取組の目標	具 体 的 な 取 組
環境教育・学習の推進	<input type="checkbox"/> 出前講座の開催 <input type="checkbox"/> 市民環境講座の開催 <input type="checkbox"/> 環境学習の場の提供 <input type="checkbox"/> 自然観察の場の提供

2 環境情報の提供

取組の目標	具 体 的 な 取 組
環境情報の提供	<input type="checkbox"/> 市域の環境情報等を広報・ホームページに掲載 <input type="checkbox"/> あびこエコ・プロジェクトの点検・評価報告書を公表

3 環境に配慮した行動の普及・啓発

取組の目標	具 体 的 な 取 組
環境に配慮した行動の普及・啓発	<input type="checkbox"/> 「市民・事業者への環境配慮指針」の実践と普及 <input type="checkbox"/> 市民団体との連携による普及啓発活動の実施 <input type="checkbox"/> 環境に配慮した行動例の広報・ホームページへの掲載 <input type="checkbox"/> 環境家計簿の広報・ホームページ等での紹介 <input type="checkbox"/> 新エネルギー導入や省エネルギー、その他環境保全活動に係る補助制度等の紹介 <input type="checkbox"/> 緑のカーテンの推進 <input type="checkbox"/> 毎月2回のノーカーデーの実施 <input type="checkbox"/> 公共交通機関、自転車、徒歩による通勤の推進

第5章 計画の推進

計画の実効性の確保には、策定した計画を実行することはもとより、進捗状況を点検・評価し、必要に応じた計画の見直しを行うことが必要です。

本計画では、このような計画の策定（Plan）、計画の実行（Do）、計画の点検・評価（Check）、計画の見直し（Action）を行う一連のサイクル（いわゆる PDCA サイクル）を繰り返すことにより、計画の改善を図りながら、目標の達成をめざして、計画を推進していきます。

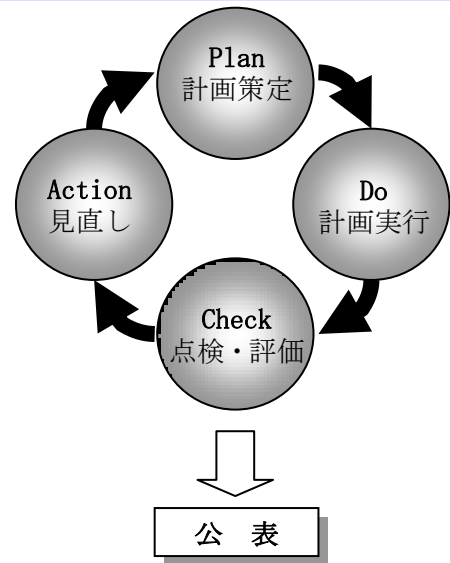


図 4-1 計画のPDCAサイクル

1 推進体制

1) 全庁体制

本計画の目的は、本市のすべての事務・事業から排出される温室効果ガスの抑制と環境への負荷の低減、「市民・事業者への環境配慮指針」の普及です。したがって、市役所全体として取り組みを進める必要があることから、次の体制で計画を推進します。

計画の推進体制は、市長を本部長、副市長を副本部長とした「あびこエコ・プロジェクト推進本部」を計画の推進、進行管理の中心とします。

また、庁議構成員を推進本部員とし、管轄する施設での取組を管理・監督します。

その下に計画の推進・進行管理や点検・評価、見直しを行う「あびこエコ・プロジェクト推進責任者」を設置します。

特に省エネルギーについては、市長をエネルギー管理責任者、副市長をエネルギー管理副責任者、庁議構成員をエネルギー監視員として、取り組みを推進する体制とします。各部局ごとでは、市長部局は総務部長、教育委員会部局は教育総務部長、水道局は水道事業管理者が、エネルギー管理統括者としてそれぞれ省エネルギー設備の導入などを統括的に推進します。

なお、「あびこエコ・プロジェクト推進本部」の事務局は、地球温暖化対策を担当する手賀沼課に置くものとし、エネルギーを総括的に管理する担当課である管財課・教育委員会総務課・水道局工務課と、ごみ減量・リサイクルの推進を担当するクリーンセンターと連携して推進します。

2) 組織内体制

本計画では、それぞれの部署・施設等が自らの部門の特性に応じた取組を推進する必要があります。したがって、各部署・施設等においても、次に示す役割分担により、計画を推進します。

① あびこエコ・プロジェクト推進本部員(エネルギー監視員)

- 「あびこエコ・プロジェクト推進責任者」を通じて、管轄する施設の管理、監督、指導を行います。
- 「あびこエコ・プロジェクト推進本部」本部員として、計画の推進等を統括します。

② あびこエコ・プロジェクト推進責任者

- 各課長は「あびこエコ・プロジェクト推進責任者」として、自らの課の計画の推進を統括します。
- 取組の実施状況や目標の達成状況が低い場合は、改善プランを作成し「あびこエコ・プロジェクト推進本部」に報告します。

③ あびこエコ・プロジェクト推進担当者

- 「あびこエコ・プロジェクト推進担当者」として指名されたものは、自らの課等の計画を率先して推進します。
- 自らの課等に対して計画を周知し、所属する職員への取組を促進します。
- 自らの課等の取組状況を把握します。
- 自らの課等の計画の点検を行います。

④ 職員

- 各職員は、計画の意義と内容を十分に理解し、自ら積極的に取り組みます。

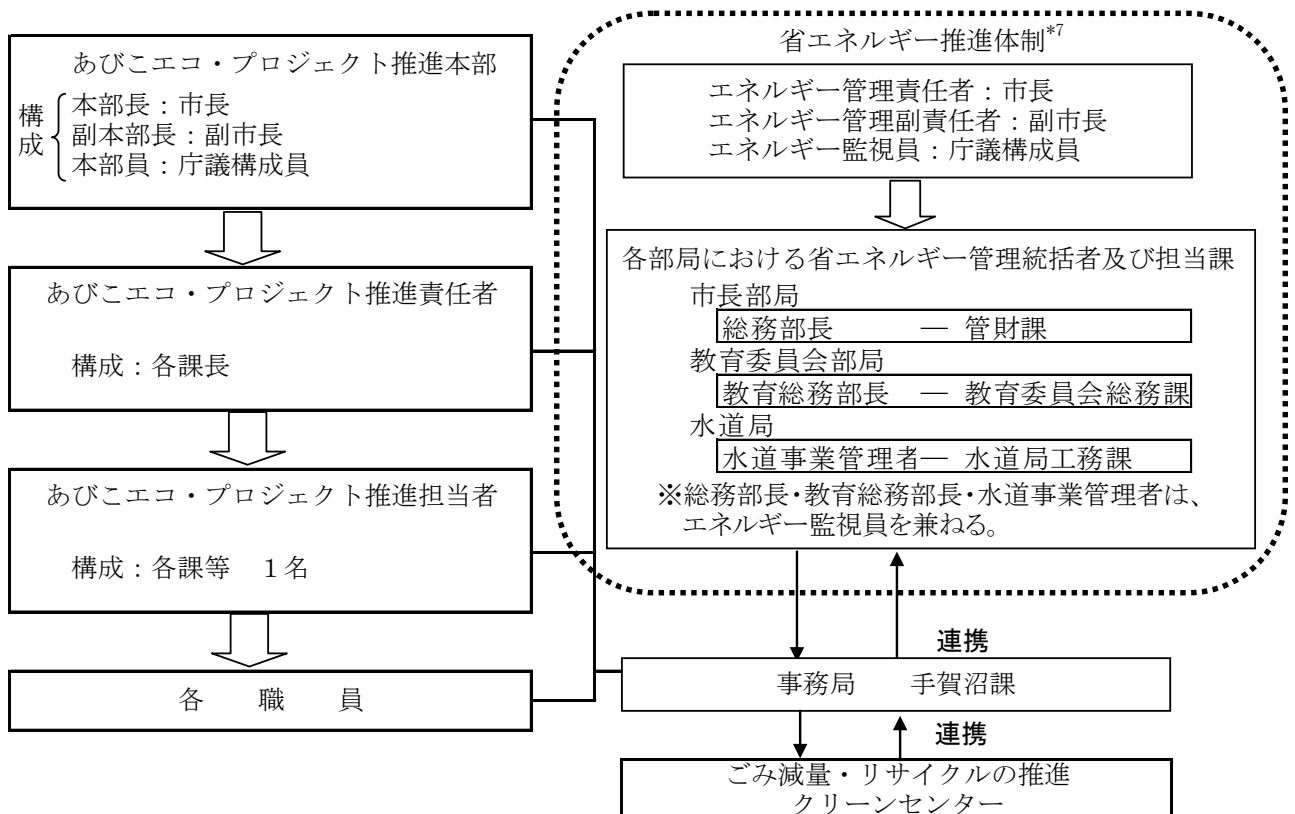


図4-2 推進体制

*7 省エネルギー推進体制：省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）に対応するため、省エネルギー設備の導入やエネルギー使用状況の管理に関して特に取り組みを進める体制として位置づけています。

2 研修

計画の確実な実行のためには、すべての職員が本計画の内容をよく理解し、地球温暖化問題や環境への負荷の低減に対する取組の重要性と本計画の意義を十分に理解した上で計画を推進していく必要があります。したがって、計画の内容を職員に広く周知するとともに、研修等を行うことによって職員の意識の向上と取組の促進を図ります。

- ① 職員に対して、「あびこエコ・プロジェクト」や「市民・事業者への環境配慮指針」に関する研修会を実施し、計画の周知と行動の着実な実施を図ります。
- ② 職員に対して、環境に関する研修を実施するとともに、シンポジウムや講演会への職員の参加を進めることで、環境保全への理解と意識の高揚に努め、取組の促進を図ります。
- ③ 事務局は、適宜情報提供を行い、各課での日常的な取組の促進を図ります。

3 進行管理

計画の進捗状況を把握し、計画をより実効性のあるものとするためには、点検・評価が重要な役割を担います。各所属の取組状況や目標の達成状況については、報告書としてとりまとめ、広報・ホームページなどで公表します。

1) 計画の点検・評価

- 「あびこエコ・プロジェクト推進本部」は、次の①～③について、「あびこエコ・プロジェクト＜温室効果ガス排出量等調査結果＞報告書」として、年度ごとに取りまとめます。
 - ① 温室効果ガス排出量の状況
 - ② 環境負荷低減のための目標の達成状況
 - ③ 「市民・事業者への環境配慮指針」の普及のための目標の達成状況
- 「あびこエコ・プロジェクト推進本部」は、各課の計画の取組状況について点検・指導を行い、結果を取りまとめます。

2) 計画及び点検・評価結果の公表

- 「あびこエコ・プロジェクト推進本部」は、計画を策定又は改定したときは、広報・ホームページなどにより公表します。
- 「あびこエコ・プロジェクト推進本部」は、「あびこエコ・プロジェクト＜温室効果ガス排出量等調査結果＞報告書」及び点検・指導結果について、広報・ホームページなどにより公表します。
- 取組状況や目標達成状況を公表することによって、市民や事業者の環境行動の促進を図ります。

資料編

1 関係法令

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(関係部分抜粋)

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体実行計画等)

第二十条の三 都道府県及び市町村は、京都議定書目標達成計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

10 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況(温室効果ガス総排出量を含む。)を公表しなければならない。

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 [環境配慮促進法](平成16年法律第77号)(関係部分抜粋)

(国及び地方公共団体の責務)

第三条第2項 地方公共団体は、自らの環境配慮等の状況を公表するように努めるとともに、その区域の自然的社会的条件に応じた環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体による環境配慮等の状況の公表)

第七条 地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況をインターネットの利用その他の方法により公表するように努めるものとする。

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(平成15年法律第130号) (関係部分抜粋)

(職場における環境保全の意欲の増進及び環境教育)

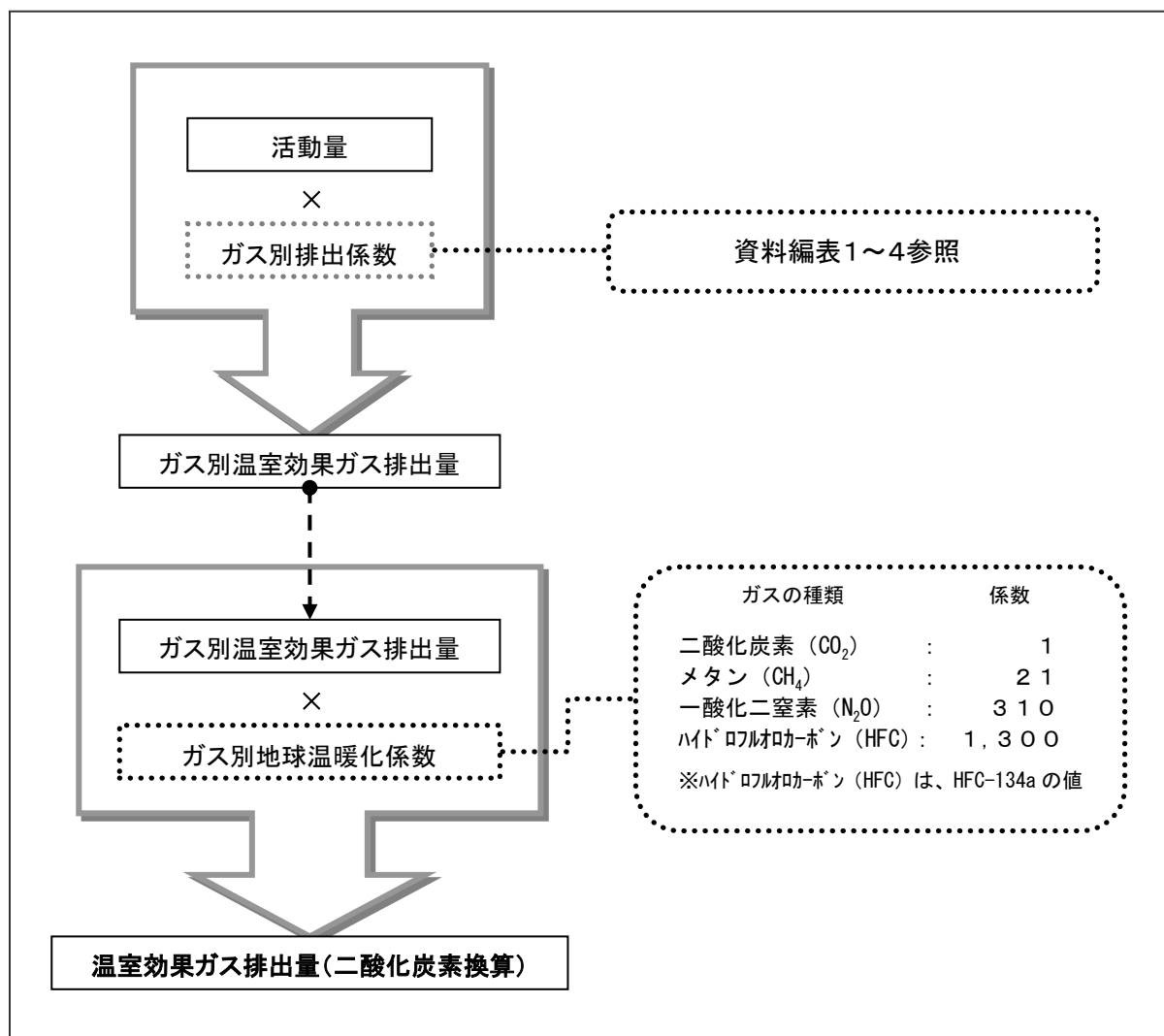
第十条 事業者及び国民の組織する民間の団体、事業者、国並びに地方公共団体は、その雇用する者に対し、環境の保全に関する知識及び技能を向上させるために必要な環境保全の意欲の増進又は環境教育を行うよう努めるものとする。

2 温室効果ガス総排出量の算定方法

活動量（電気使用量、自動車の走行量など）ごとのガス別温室効果ガス排出量は、活動量にガス別排出係数を乗じることにより算出しました。

温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）は、ガス別温室効果ガス排出量にガス別地球温暖化係数を乗じることにより算出します。

排出係数及び地球温暖化係数は、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号、平成22年3月改正）」に基づきました。



資料編図1 温室効果ガス排出量算定フロー

資料編表 1 二酸化炭素 (CO₂) の排出係数

調査項目		活動量の単位	ガス別排出係数
燃料 使用 量	ガソリン	L	2.32 kg-CO ₂ /L
	灯油	L	2.49 kg-CO ₂ /L
	軽油	L	2.58 kg-CO ₂ /L
	A重油	L	2.71 kg-CO ₂ /L
	液化石油ガス(LPG)[プロパンガス]	kg	3.00 kg-CO ₂ /kg
	都市ガス	m ³	2.23 kg-CO ₂ /m ³
電気使用量		kWh	0.418 kg-CO ₂ /kWh
廃プラスチック焼却量		t	2,765 kg-CO ₂ /t

資料編表 2 ハイドロフルオロカーボン (HFC) の排出係数

調査項目	活動量の単位	ガス別排出係数
自動車用カーエアコンの使用台数(年間)	台	0.010 kgHFC/台 (冷媒の種類:HFC-134a)

資料編表 3 メタン (CH₄) の排出係数

調査項目		活動量の単位	ガス別排出係数	
自動車の 走行量	ガソリン・LPG	乗用車	km	0.000010 kg-CH ₄ /km
		軽乗用車	km	0.000010 kg-CH ₄ /km
		普通貨物車	km	0.000035 kg-CH ₄ /km
		小型貨物車	km	0.000015 kg-CH ₄ /km
		軽貨物車	km	0.000011 kg-CH ₄ /km
		特殊用途車	km	0.000035 kg-CH ₄ /km
		バス	km	0.000035 kg-CH ₄ /km
	ディーゼル	乗用車	km	0.000020 kg-CH ₄ /km
		普通貨物車	km	0.000015 kg-CH ₄ /km
		小型貨物車	km	0.000076 kg-CH ₄ /km
		特殊用途車	km	0.000013 kg-CH ₄ /km
		バス	km	0.000017 kg-CH ₄ /km
	一般廃棄物焼却量(全量)	連続燃焼式	t	0.00095 kg-CH ₄ /t

資料編表 4 一酸化二窒素 (N₂O) の排出係数

調査項目		活動量の 単 位	ガス別排出係数	
自動車 の 走 行 量	ガソリン・LPG	乗用車	km	0.000029 kg-N ₂ O/km
		軽乗用車	km	0.000022 kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	km	0.000039 kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	km	0.000026 kg-N ₂ O/km
		軽貨物車	km	0.000022 kg-N ₂ O/km
		特殊用途車	km	0.000035 kg-N ₂ O/km
		バス	km	0.000041 kg-N ₂ O/km
	ディーゼル	乗用車	km	0.000007 kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	km	0.000014 kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	km	0.000009 kg-N ₂ O/km
		特種用途車	km	0.000025 kg-N ₂ O/km
		バス	km	0.000025 kg-N ₂ O/km
	一般廃棄物焼却量(全量)	連続燃焼式	t	0.0567 kg-N ₂ O/ t

3 対象とする組織

資料編表5 対象とする組織と施設の区分

所属	課等名・管理施設	区分	
総務部	総務課	市役所庁舎（本庁舎）	
	秘書広報課		
	情報システム課		
	管財課		
企画財政部	企画課		
	財政課		
	課税課		
	収税課		
市民生活部	市民課		行政サービスセンター
	つくし野行政サービスセンター		
	天王台行政サービスセンター		
	湖北台行政サービスセンター		
	湖北行政サービスセンター		
	新木行政サービスセンター		
	我孫子行政サービスセンター		
	布佐行政サービスセンター		
	市民活動支援課	市役所庁舎（本庁舎）	
	近隣センターこもれび	近隣センター	
	久寺家近隣センター		
	湖北台近隣センター		
	根戸近隣センター		
	新木近隣センター		
	布佐南近隣センター		
	天王台北近隣センター		
	我孫子南近接センター		
	近隣センターふさの風		
	我孫子北近隣センター並木本館		
	我孫子北近隣センターつくし野館		
	市民安全課	市役所庁舎（本庁舎）	
	寿防犯ステーション		
	健康福祉部	社会福祉課	市役所庁舎（西別館）
健康づくり支援課		福祉施設	
休日診療所			
障害福祉支援課		市役所庁舎（西別館）	
あらし園		福祉施設	
障害者福祉センター			
高齢者支援課		市役所庁舎（西別館）	
お休み処			
国保年金課		市役所庁舎（本庁舎）	
子ども部	子ども支援課	市役所庁舎（西別館）	
	根戸小学校学童保育室		
	高野山小学校学童保育室		
	第二小学校学童保育室		
	第三小学校学童保育室		
	保育課		
	わくわく広場		
	にこにこ広場		
	すくすく広場		
	寿保育園	保育園	
	湖北台保育園		
	東あびこ保育園		
	根戸保育園		
	並木保育園		
つくし野保育園			

資料編表5 対象とする組織と施設の区分(続き)

所属	課等名・管理施設	区分
子ども部	子ども相談課	市役所庁舎(西別館)
	こども発達センター	福祉施設
環境経済部	手賀沼課	市役所庁舎(西別館)
	中峠排水路	
	河川情報掲示板	
	都市排水浄化施設	
	谷津ミュージアム作業小屋	
	クリーンセンター	クリーンセンター
	ふれあい工房	
	終末処理場	
	久寺家処理場	
	商工観光課	市役所庁舎(分館)
	地域職業相談室	
	農政課	
	市民農園	
建設部	道路課	市役所庁舎(東別館)
	土木センター	
	交通課	
	駅施設(エレベーター・エスカレーター)	
	自転車駐車場	
	後田放置自転車保管所	
	下水道課	
	日本地所他マンホールポンプ	
	青山汚水中継ポンプ場	
	久寺家汚水中継ポンプ場	
	治水課	
	金谷排水機場	
都市部	都市計画課	市役所庁舎(本庁舎)
	建築住宅課	
	公園緑地課	
	湖北台公園管理事務所	
	地域整備課	
	宅地課	
消防	総務課(消防)	消防本部
	予防課	
	警防課(団車両を含む)	
	西消防署	
	つくし野分署	
	東消防署	
	湖北分署	
会計	会計課	市役所庁舎(本庁舎)
水道局	経営課	水道局
	工務課	
	久寺家浄水場	
	湖北台浄水場	
行政委員会	議会事務局	市役所庁舎(本庁舎)
	選挙管理委員会事務局	
	監査委員事務局	市役所庁舎(西別館)
	農業委員会事務局	市役所庁舎(本庁舎)

資料編表5 対象とする組織と施設の区分(続き)

所属	課等名・管理施設	区分	
教育総務部	総務課(教育総務部)	教育委員会	
	学校教育課		
	第一小学校	学校	
	第二小学校		
	第三小学校		
	第四小学校		
	湖北小学校		
	布佐小学校		
	湖北台西小学校		
	高野山小学校		
	根戸小学校		
	湖北台東小学校		
	新木小学校		
	並木小学校		
	布佐南小学校		
	我孫子中学校		
	布佐中学校		
	白山中学校		
	湖北台中学校		
	久寺家中学校		
	湖北中学校		
	生涯学習部	指導課	教育委員会
		教育研究所	
ヤング手賀沼			
生涯学習課			
生涯学習センター			
文化・スポーツ課			
嘉納治五郎別荘跡地建物			
文化財整理室			
旧村川別荘			
旧杉村楚人冠邸			
湖北小資料室			
つくし野多目的運動広場			
浅間前多目的広場			
ふれあいキャンプ場			
五本松運動広場			
布佐下多目的広場			
白樺文学館			
鳥の博物館			
図書館			
湖北台分館			
布佐分館			